

## 第 2 一 般 会 計

平成 23 年度一般会計歳入歳出予算は、今回の予算補正によって次のとおりとなる。

|       | 歳 出(百万円)   | 歳 入(百万円)   |
|-------|------------|------------|
| 成立予算額 | 92,716,694 | 92,716,694 |
| 追加額   | 1,998,777  | 1,998,777  |
| 修正減少額 | —          | —          |
| 差引額   | 1,998,777  | 1,998,777  |
| 改予算額  | 94,715,471 | 94,715,471 |

今回の歳入歳出の補正の内訳は、次のとおりである。

|                          |           |           | (単位 百万円)  |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 出 の 補 正                |           | 歳 入 の 補 正 |           |
| 原子力損害賠償法等関係経費            | 275,404   | 前年度剰余金受入  | 1,998,777 |
| 原子力損害賠償法関係経費             | 247,383   | 合 計       | 1,998,777 |
| 原子力損害賠償支援機構法<br>(仮称)関係経費 | 28,021    |           |           |
| 被災者支援関係経費                | 377,386   |           |           |
| 二重債務問題対策関係経費             | 77,386    |           |           |
| 被災者生活再建支援金補助<br>金        | 300,000   |           |           |
| 東日本大震災復興対策本部運<br>営経費     | 518       |           |           |
| 東日本大震災復旧・復興予備<br>費       | 800,000   |           |           |
| 地方交付税交付金                 | 545,469   |           |           |
| 合 計                      | 1,998,777 |           |           |

# (A) 歳 出

## 1 原子力損害賠償法等関係経費

補正第2号追加 275,404(百万円)

### (1) 原子力損害賠償法関係経費

補正第2号追加 247,383(百万円)

#### ① 原子力損害賠償補償金

補正第2号追加 120,000(百万円)

上記の追加額は、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭36法147)第10条の規定による政府補償契約に基づく原子力事業者に対する補償金を支払うために必要な経費である。

#### ② 健康管理・調査事業費

補正第2号追加 78,182(百万円)

上記の追加額は、原子力災害から福島県内の子どもや住民の健康を守るため、同県が設置した基金に交付金を交付することにより、全県民を対象とした放射線量の推定調査等を行うために必要な経費である。

#### ③ 特別緊急除染事業費

補正第2号追加 17,982(百万円)

上記の追加額は、福島県が設置した基金に補助することにより、同県の学校・公園等の公共施設や通学路等の放射線量低減事業等を行うために必要な経費である。

#### ④ 環境放射線モニタリング強化事業費

補正第2号追加 19,201(百万円)

上記の追加額は、福島県内の学校等に設置するリアルタイム放射線監視システムの構築、大気中の放射線量を計測する全国のモニタリングポストの増設、東京電力株式会社福島原子力発電所周辺を含む広域環境放射線モニタリング及び農産物・水産物・河川・地下水・飲料水等の各省協働によるモニタリング強化等を行うために必要な経費である。

#### ⑤ 対外発信強化事業費

補正第2号追加 5,281(百万円)

上記の追加額は、原子力災害に伴い低下した日本ブランドの信頼性を回復するため行う海外に対する的確かつ迅速な情報発信等に必要な経費である。

#### ⑥ 校庭等の放射線低減事業費

補正第2号追加 4,961(百万円)

上記の追加額は、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を観測した福島県内外の学校や保育所などの校庭・園庭について、地方公共団体等が行う表土除去処理事業に要する費用の一部補助を追加するのに必要な経費である。

#### ⑦ 原子力損害賠償和解仲介業務経費

補正第2号追加 1,030(百万円)

上記の追加額は、原子力損害賠償に係る紛争が見込まれる中、迅速かつ適正な紛争解決を図るため、法律専門家等を活用し、原子力損害賠償紛争審査会における「和解の仲介」業務を円滑に処理するために必要な経費である。

#### ⑧ その他

補正第2号追加 745(百万円)

上記の追加額の内訳は、次のとおりである。

(単位 百万円)

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 原子力損害賠償補償金審査・調査業務経費          | 299 |
| 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会経費 | 250 |
| 除染ガイドライン作成等事業費               | 196 |
| 計                            | 745 |

### (2) 原子力損害賠償支援機構法(仮称)関係経費

補正第2号追加 28,021(百万円)

#### ① 交付国債の償還財源に係る利子負担

補正第2号追加 20,000(百万円)

上記の追加額は、「原子力損害賠償支援機構法」(仮称)に基づき、原子力事業者が原子力損害賠償を行うための交付国債の償還金の財源に充てるための借入金の利子等の支払いに必要な経費である。

#### ② 原子力損害賠償支援機構(仮称)に対する出資

補正第2号追加 7,000(百万円)

上記の追加額は、「原子力損害賠償支援機

構法」(仮称)に基づき、原子力損害賠償支援機構(仮称)の設立に要する資金に充てるための同機構に対する出資を行うために必要な経費である。

③ 東京電力に関する経営・財務調査委員会  
経費

補正第2号追加 1,021(百万円)

上記の追加額は、東日本大震災により発生した原子力損害の賠償に係る厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等のための「東京電力に関する経営・財務調査委員会」の運営に必要な経費である。

2 被災者支援関係経費

補正第2号追加 377,386(百万円)

(1) 二重債務問題対策関係経費

補正第2号追加 77,386(百万円)

① 旧債務

補正第2号追加 25,518(百万円)

上記の追加額は、東日本大震災による被災者が復興に向けて再スタートを切る際の二重債務問題(旧債務)への対応として、中小企業の再生に向けた経営相談から再生計画策定までの取り組みを支援する中小企業再生支援協議会事業の強化及び中小企業の旧債務に係る利子負担の軽減等を行うために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(単位 百万円)

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 中小企業再生支援利子補給補助金 | 18,400 |
| 独立行政法人福祉医療機構出資金 | 4,000  |
| 中小企業再生支援協議会事業費  | 3,023  |
| 被災中小企業再生支援出資事業費 | 95     |
| 計               | 25,518 |

② 新債務

補正第2号追加 51,868(百万円)

上記の追加額は、東日本大震災による被災者が復興に向けて再スタートを切る際の二重債務問題(新債務)への対応として、被災した中小企業が新たに事業を再開するための貸工

場や貸店舗等の事業基盤の整備の支援及び被災した漁業協同組合等が所有する水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備の支援等を行うために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(単位 百万円)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 被災地域産業地区再整備事業費          | 21,493 |
| 水産業共同利用施設復旧支援事業費        | 19,316 |
| 中小企業組合等共同施設等災害復旧費       | 9,958  |
| 株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)   | 600    |
| 株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分) | 400    |
| 木質系震災廃棄物等活用可能性調査費       | 100    |
| 計                       | 51,868 |

(2) 被災者生活再建支援金補助金

補正第2号追加 300,000(百万円)

上記の追加額は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助を追加するのに必要な経費である。

3 東日本大震災復興対策本部運営経費

補正第2号追加 518(百万円)

上記の追加額は、「東日本大震災復興基本法」(平23法76)第11条の規定により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図るために設置された東日本大震災復興対策本部の運営に必要な経費である。

4 東日本大震災復旧・復興予備費

補正第2号追加 800,000(百万円)

上記の追加額は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。

5 地方交付税交付金

補正第2号追加 545,469(百万円)

上記の追加額は、22年度の地方交付税に相当する金額のうち未繰入額を、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

## (B) 歳 入

歳入の部別内訳は、次のとおりである。

(単位 百万円)

|                 | 23 年 度     |           |            | 22 年 度     |
|-----------------|------------|-----------|------------|------------|
|                 | 成 立 予 算    | 補 正 第 2 号 | 計          |            |
| 前 年 度 剰 余 金 受 入 | —          | 1,998,777 | 1,998,777  | 2,200,462  |
| そ の 他           | 92,716,694 | —         | 92,716,694 | 94,527,930 |
| 計               | 92,716,694 | 1,998,777 | 94,715,471 | 96,728,393 |

### 前年度剰余金受入

|           | 23 年度(百万円) | 22 年度(百万円) |
|-----------|------------|------------|
| 成 立 予 算   | —          |            |
| 補 正 第 2 号 | 1,998,777  |            |
| 計         | 1,998,777  | 2,200,462  |

22 年度の新規剰余金見込額のうち、歳出予算補正の財源に充てるための受入見込額を計上したものである。